入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 平成31年 2月 1日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 資源備蓄本部長 岩原 達也

- 1. 入札に付する事項
- (1) 件名 七尾国家石油ガス備蓄基地 自家用電気工作物の保安管理業務(平成31年度)
- (2) 内容 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の七尾国家石油ガス備蓄基地(以下「七尾基地」という。)における、自家用電気工作物(「7,000V」以下で受電する電気設備)について、電気事業法第43条の規定に基づく同法施行規則第52条第2項により、同規則第52条の2に規定する要件に該当する者に、工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「本業務」という。)を請負させる。そのために、本業務を行う者を一般競争入札により参加者を募るものである。仕様その他の詳細は、3.(2)にて交付する入札説明資料による。
- (3)契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日
- (4)入札方法

一般競争入札

入札金額は請負業務の総価を記載すること。

また、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項下記全ての条件を満たすものとする。
- (1)機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3競争に参加することができない者」 に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」に おいて「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に各付けされている者であること。当該 参加資格を有していない者であっても、一般競争等参加資格審査を受け、入札執行時 までに当該等級に格付けされた者であること。
- (3) 次に掲げる要件を満たす者であること。
- ア. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員を

いう。以下同じ。) ではないこと

- イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- ウ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者では ないこと
- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど している者ではないこと
- オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者では ないこと
- カ. 暴力団又は暴力団員及び(イ)から(オ)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (4) 電気工作物の保安管理業務を遂行できる体制(組織・人員等)が十分整っていること。電気工作物の管理を行うための電気主任技術者は、経済産業省令で規定する資格を保有し、その人員を十分確保出来ること。
- (5) 電気設備保安管理業務を請負う者は、主たる連絡場所から七尾基地に到着するまで の所要時間は、60分以内であること。
- (6) 七尾基地の受電設備(6,600ボルト、1,600キロワット程度)と同等、またはそれ以上の高圧電気設備の保安管理業務を過去に実施した経験のある従事者を派遣し、従事させることが可能であること。
- (7)機構が実施する入札説明会に参加した者であること。
- 3. 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 - $7. \mp 105 0001$

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング14階 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油・石油ガス備蓄部 石油ガス基地管理課 友成 朋恵 (不在時:三澤 律子)

TEL: 03-6758-8608 FAX: 03-6758-8064

E-MAIL: tomonari-tomoe@jogmec.go.jp(友成)
misawa-ritsuko@jogmec.go.jp(三澤)

イ. 〒926-0007 石川県七尾市三室町165部1番地

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

七尾国家石油ガス備蓄基地事務所 鈴木 悟(不在時:清田 裕雄)

TEL: 0767-58-8787 FAX: 0767-58-8789

E-MAIL: suzuki-satoru@jogmec.go.jp(鈴木)
kiyoda-hiroo@jogmec.go.jp(清田)

(2) 入札説明書の交付期限と場所

入札参加希望者に、以下のアの交付期限の日までに、イの交付場所において、入札 説明資料の一式を配付する。

ア. 交付期限: 平成31年2月15日(金) 16時00分

イ. 交付場所:前記(1)のア又はイ

ウ. 交付時間:9時00分から16時00分まで

土曜、日曜、祝日は休業。来所する際は、事前に電話連絡を入れること。

(3) 入札説明書の質問受付期間

入札説明資料等に関する質問は、平成31年2月19日(火)の16時00分まで とし、前記(1)のア又はイにて受け付ける。

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア. 日 時:平成31年2月15日(金)14時00分

イ. 場 所:前記(1)のイ 2階会議室

(5) 入札参加の申し込み

入札参加希望者は、以下のアの提出期限までに、イの提出場所へ必要な書類を提出すること。郵送、FAX及びE-MAILによる申請は認めない。

ア. 提出期限:平成31年2月19日(火)16時00分

イ. 提出場所:前記(1)のア又はイ

ウ. 提出時間: 9時00分から16時00分まで

土曜、日曜、祝日は休業。来所する際は、事前に電話連絡を入れること。

エ. 必要な書類:入札説明書に明記する。

(6) 入札、開札の日時及び場所

ア. 日 時: 平成31年2月22日(金)14時00分

イ. 場 所:前記(1)のイ 2階会議室

ウ. 必要な書類:入札説明書に明記する。

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

5. その他必要な事項

- (1)入札の無効 競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も 低い価格をもって入札したものを落札者とする。
- (4) 注意事項

ア. 書類作成等の応募に要する費用等は、入札者側の負担とする。

イ. 書類等の記載内容は、実行可能なものだけ記載すること。

(5) その他 本業務に係る契約締結は、平成31年度国家石油ガス管理等業務を機構が 受託することを条件とする。予算状況により変更となる場合がある旨、予め了承の 上入札に参加すること。

○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせて いただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア.機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として 再就職していること
- イ.機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構OB)の人数、職名及び機構における最終職名
- イ.機構との間の取引高
- ウ.総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず れかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ア. 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上